

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（390）」

2. 日時：平成29年10月2日 10時00分～19時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階 企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他9名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 重大事故等対処設備である「自動減圧機能用アキュムレータ」及び「逃し安全弁（安全弁機能）」の設計方針を整理して提示すること。
- 「逃がし安全弁用可搬型蓄電池による逃がし安全弁機能回復」において、電源を供給する逃し安全弁（2個）の選定の考え方を整理して提示すること。
- 「非常用逃し安全弁駆動系による原子炉減圧」における逃し安全弁駆動のための窒素供給（窒素の供給先及びアキュムレータの位置づけ等）について、「非常用窒素供給系」との相違点を踏まえ、整理して提示すること。
- アキュムレータの「蓄圧機能」と「流路としての機能」の別を明確にするとともに、アキュムレータに係る設計方針について再度、整理し提示すること。
- インターフェースシステム LOCA 時の事故想定について、重大事故等対処設備の電源の要否を含めて、整理して提示すること。
- 逃し安全弁用可搬型蓄電池の容量（3個）が、可搬型設備に要求される容量に対して、十分であるとする根拠を整理して提示すること。
- 高圧窒素ガスポンペの予備数に、保守点検時の予備を含めないとする根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第46条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA46条）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第56条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA56条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較